

# 大多喜町多目的庁舎建設設計業務 プロポーザル実施要領

## 1 目的

大多喜町の役場庁舎は、昭和34年1月に竣工し日本建築学会作品賞を受賞した旧本庁舎を平成24年に修復、竣工した中庁舎と平成14年に旧法務局の建物を取得した第3庁舎、平成23年に竣工し千葉県建築文化賞、BCS 賞を受賞した本庁舎の3棟で構成されているところであるが、住民サービスの多様化により会議室等が不足するなど建物の狭隘化が進んでいる。また、千葉県の指定する洪水浸水想定区域に指定され、防災拠点としての機能・防災性能及び狭隘化による災害対策本部としての機能に不足が生じているなどの課題を抱える状況になっている。

このため、既存する庁舎のイメージに最大限の配慮を図り、災害時に速やかに災害対策本部を設置することや防災施設等を整備し、災害対策本部に係る機能の強化、体制整備、円滑な運営等に対応するため、防災拠点及び多目的機能を有する庁舎の建設をすることを計画したところである。ついてはこの設計に当たり、最新の技術やノウハウを求め、より効率的で質の高いサービスを受けるため、本プロポーザルを行うものとする。

この要領は、大多喜町多目的庁舎建設設計業務の契約の相手方の選定にあたり、同業務の施工業者を選定するために行うプロポーザルの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務名

大多喜町多目的庁舎建設設計業務

## 3 業務内容

別添1「大多喜町多目的庁舎整備方針」及び別添2「大多喜町多目的庁舎建設設計業務プロポーザル庁舎計画条件」（以下「整備方針等」という。）のとおり

## 4 選定方法

プロポーザル方式による随意契約

## 5 履行期間

契約締結の日から令和6年3月25日まで

## 6 予定金額（上限金額）

費用の上限額（消費税及び地方消費税含む。）

29,106,000円とする

※提案額の消費税については税率を10%で積算するものとする。

※提案の内容に関わらず、この上限を超える提案は受け付けない。

## 7 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和5年度大多喜町建設工事等入札参加業者資格者名簿（設計業務）に登載されているもの、又はこれと同等の資格を有すると認められるもの。
- (2) 前号に定める名簿に登載されていないものにあつては、設計業務委託契約の候補者として選定された場合、大多喜町の入札参加資格申請に必要な書類を提出できるものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所登録を受けたものであること。
- (5) 募集要項の公表時において、いずれの地方公共団体においても指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 8 実施スケジュール

### (1) 企画提案書等の提出期限

令和5年9月7日（木）午後4時まで

### (2) 質問受付期間

令和5年8月14日（月）から令和5年8月23日（水）午後4時まで

### (3) 質問回答予定日

令和5年8月25日（金）

### (4) プレゼンテーション

令和5年10月12日（木）を予定し、詳細は企画提案書等提出者に後日通知する。

## (5) 事前選定

参加希望企業が多い場合は令和5年9月22日（金）を予定し、事前選定を実施する。

## 9 現地見学会について

本事業に応募しようとする民間事業者を対象に、現地見学会を実施する。

(1) 対象場所 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地 大多喜町役場

(2) 日 時 令和5年8月19日（土） 午前10時

(3) 見学方法 大多喜町役場に集合し、建設予定地周辺及び役場庁舎を見学する。

(4) 現地見学会の申込

ア 現地見学会参加申込書（様式1）により、電子メール（ファイル添付）にて申込を行うこと。提出先は「19 提出先及び問合せ先」に記載のあるメールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地見学会に参加できませんのでご注意ください。）

イ 申込みはプロポーザル参加グループごとに代表者が行うこと。

ウ 申込期間は令和5年8月14日（月）～令和5年8月18日（金）午後4時までとする。

## 10 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で受付け、回答する。

(1) 質問方法

ア 電子メールにより質問書（様式2）を提出すること。

イ 質問はまとめて提出すること。

(2) 受付期間

令和5年8月14日（月）から令和5年8月23日（水）午後4時まで

(3) 回答方法

ア 全ての質問について、参加業者全てに電子メールにて回答する。

イ 質問の回答は、参加業者からの質問に対してまとめて行う。

## 11 提出書類等

提出書類は、すべてA4縦判とし、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書（様式3）

(2) 企画提案内容（任意様式）

別添整備方針等に基づき、応募者としての方針やアピールポイントについて、次の基本的内容を含めて明記すること。

ア 庁舎建設に対する考え方

イ 防災関係に対する考え方

ウ 設計コンセプトについて

- (3) 企業概要（様式4）
- (4) 受注実績表（様式5）
- (5) 設計事務所の技術者数・資格（様式6）
- (6) 担当技術者の業務実績（様式7）
- (7) 業務実施に当たっての基本的な考え方（様式8）
- (8) 業務実施体制及び設計チームの特色（様式9）
- (9) 特筆すべき設計実績と本事業への活用方策（様式10）
- (10) 見積書及び見積内訳書（任意様式）

ア 業務内容の積算がわかるように見積金額（消費税相当額を含む）を記載すること。

イ 見積書には、社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「大多喜町長 平林 昇」とすること。

- (11) (1)～(10)までの電子データ（CD）

## 12 提出方法

持参又は郵送（提出期限日必着のこと）とする。

- (1) 提出書類の取り扱い

ア 提出物についてはすべて返却しないものとする。

イ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うこと。

ウ 契約事業者は提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがある。

エ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

## 13 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。

なお、契約後業務実施時における法令適合のリスクは選定事業者に属することとする。

## 14 提出部数等

「11 提出書類等」(1)～(10)の順序で製本し提出すること。(11)については正本に1部添付し提出すること。

また、表紙には件名として「大多喜町多目的庁舎建設設計業務」と企業名称を表示すること。

正本1部（代表者印押印のもの）

副本5部（正本の写し）

## 15 プレゼンテーション

### (1) 日時（予定）

令和5年10月12日（木）

実施日時については、令和5年10月10日（火）までに、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書提出順とする。

### (2) 場所

大多喜町役場本庁舎第1・2会議室（予定）

※控室は、第3会議室とする。（予定）

### (3) 内容説明

ア プレゼンテーションによる企画提案書の説明20分以内（準備含む）

イ 審査委員による質疑（20分程度）

ウ 出席者は各事業者につき、3名までとする。説明者は本業務に直接係わる者とし、受託した際の業務責任者は必ず出席すること。

### (4) その他

プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案や資料は認めない。パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に連絡すること。この場合プロジェクター、スクリーン及びモニターは町で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

## 16 審査

### (1) 選定方法

各事業者の企画提案等について、別添3「大多喜町多目的庁舎建設設計業務プロポーザル評価要領」に基づいた審査を行い大多喜町多目的庁舎建設設計業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、受託候補者を選定する。

### (2) 選定結果

結果については、プレゼンテーション終了後10日以内（休日を除く）に各社に文書により通知する。

## 17 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、その事業者は失格とする。

### (1) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案額が上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合
- (6) その他、町が不適格と認めた場合

#### 18 その他

- (1) このプロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 業者選定における会議は、非公開とし、会議内容及び評価内容については公表しない。
- (3) 辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。(様式1 1)
- (4) 決定業者は大多喜町多目的庁舎建設整備検討委員会等に出席し、関係者に対し設計内容について説明するものとする。

#### 19 提出先及び問合せ先

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜9 3 番地

大多喜町役場 総務課 総務係 担当 加藤、大塚

電話：0470-82-2111 FAX：0470-82-4461 E-mail：soumu@town.otaki.lg.jp